

取立扱いされた信用状付 輸出手形の法的課題

藤 田 和 孝

目 次

1. はじめに
 - 1) 問題の所在
 - 2) 本稿の対象
2. ドキュメンタリー取立への変更をめぐる法的課題
 - 1) on a collection basis の解釈
 - 2) 取立統一規則の適用について
3. ドキュメンタリー取立の法的性質
 - 1) 荷為替信用状とドキュメンタリー取立との関係
 - 2) 支払人による抗弁の放棄
4. むす び

1. は じ め に

1) 問題の所在

荷為替信用状による代金決済は、売主が信用状条件を充足する船積書類を提出するという売買契約上の義務の履行を前提として機能する決済システムであるため、提出された船積書類に何らかの瑕疵または信用状条件との不一致があり信用状条件を充足していない場合には、手形買取銀行や信

用状発行銀行等により手形の買取や引受や支払が拒絶される。そこでは、もはや信用状による買主の代金支払を保証する機能は停止してしまうのである。

現行では、このような場合、信用状条件の変更や保証状の差し入れなどの方法も可能であるが、書類に“on a collection basis”と記載して取立扱いとすることが多い。

問題は、この取立行為が元の信用状決済の枠内で行われるものなのか、あるいは信用状取引契約とは別個の契約として取立委任契約が存在するかである。すなわち信用状発行銀行は、代金の取立を依頼された際にも発行銀行として買主の代金支払いを保証する責任を負うのか、あるいは単なる取立依頼人の代理人として提出をうけた書類を受取り、それと引換えに取立依頼人のために手形代金を回収するだけであるか否かの検討が必要となる。

実務では、プリテンド (Pretended Bills Bought; Post Payment Negotiation) と呼ばれ、対外的には表面上買取を行ったように装うが実際は代金取立とする買取形式の代金取立も行われている¹⁾。これは外観上はあたかも信用状付荷為替手形の買取が行われたようにされるものである。この場合、売主 (取立依頼人) と仕向銀行との間には取立委任契約が存在しており、取立銀行には信用状付き手形の買取が行われたようにみえるため問題はさらに複雑となる。

-
- 1) 実際は代金取立委任として処理し、顧客から手形を買い取らないが、形式上は買い取った場合と同様に船積書類等の一件書類を整備・点検し、手形にする譲渡裏書は隠れた取立委任裏書とするのが、銀行実務上行われている取扱手続である。このほか信用状付輸出手形による取立方法には、プロセス (再割入金後支払) と称する指定銀行 (仕向銀行) が他行へ再買取を依頼する方法がある (小原三佑嘉「信用状付輸出手形の取立方法」『金融法務事情』No. 1493, 1997 年, 54 頁)。

2) 本稿の対象

本稿の対象となるドキュメンタリー取立（ドキュメンタリー・コレクション、documentary collection）は、国際商取引における代金取立ての通常の形態である。

ドキュメンタリー取立とは、商業書類（commercial documents）を伴う取立であるが、それに当該貨物の引渡請求権が化体された有価証券である運送書類が含まれるか否か、および金融書類（financial documents）²⁾を伴うか否かは売買当事者の合意によるものであり、これらはドキュメンタリー取立の必須条件ではない³⁾。これは金融書類のみを伴い実質的には為替手形を用いたオープン・アカウントにすぎないクリーン取立（clean collection）と区別されている。

ドキュメンタリー取立では、売主（支払人—principal）である取立依頼人が物品を船積みし、入手した船積書類を（通常、買主を支払人とする）為替手形と共に代理人として行動する取引銀行（仕向銀行—remitting bank）に提出し⁴⁾、仕向銀行は手形およびその他の書類を自行のコルレス銀行

2) 為替手形が一般的であるが、支払猶予を与える D/A 条件の為替手形の代わりに、買主から支払確約書（undertaking to pay）を徴収することもある。

3) Lakshman Y. Wickremaratne, *ICC Guide to Collection Operations for the ICC Uniform Rules for collections* (URC 522), ICC Publication No. 561, p. 29.

4) 近年、船積書類を迅速に輸入地に送付するために、輸出者（債権者）が、取立為替を輸出地の銀行を経由することなく、輸入地の取立銀行に取立指示書（collection instructions）を直接送付して取立を依頼するダイレクト・コレクション（direct collection）が行われることもある。これには二つの形態があり、一つは取引銀行が作成したダイレクト・コレクション専用の取立指示書を用いるもので、そこには「この取立を、同行から受取ったものとして扱うことを依頼する “Please accept this collection for account of *** Bank as if received directly from them.” という文言が記載されている。もう一つは、輸出者（取立依頼人）が任意に作成した取立指示書を用いるものである。但し、本稿で採り上げるドキュメンタリー取立は、信用状が発行されていることを前提としているので、輸出地の銀行を経由して信用状の指定銀行あるいは通知銀行に対して取立依頼する場合に限定する。

(取立銀行-collection bank)宛てに取立指示書(collection instructions)と共に送付する。取立銀行は、買主(支払人-drawee)に対して代金の支払い、あるいは手形の引受けと引換えに船積書類を引き渡す。

このような取引は、わが国では荷為替取引と呼ばれてきたものであり、有力な学説によると、それは「隔地売買における商品の売主が買主を支払人として振り出した為替手形であって、運送中の商品につき発行された運送証券(船荷証券または貨物引換証)によってその支払または引受の担保せられているもの⁵⁾」であり、売買契約の目的物に対する権利が化体された証券を添付した為替手形による決済方法であると説明されている。

しかし荷為替と荷為替手形を同様に理解すべきではなく、「荷為替の本質は、売主買主間の同時履行を能う限り実質的に可能ならしめ、売主買主相互の利益の調整を目的とするところにあり、従ってその目的のための方法として手形を利用するや否やは荷為替の本質的な要素に触れる問題ではない」とする見解⁶⁾もある。後者の説によると、荷為替取引とは本稿が対

5) 小島孝「荷為替」鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法・小切手法講座2 振出』有斐閣1965年、246頁。

6) 浜田一男「荷為替」『総合判例研究叢書 商法(3)』有斐閣1958年、138頁。また浜田教授は、隔地売買において荷為替の方法により決済するためには、これを否定する特別な商慣習または特約がない限り、荷為替による方法は売買当事者の意思に最もよく合致するものであるとする小町谷教授の見解(小町谷操三『運送法の理論と実際』254頁)を、つぎの理由により支持されている。つまり、船荷証券等の引渡しは、当該証券に基づく運送品上に行使する権利の移転を意味するのであるから、それが空券である場合を除き、同時履行の抗弁権を有する買主に支払いの先給付を強制するものではないとし、たとえ買主が不利であるとしても、売主もまた手形割引による手形の償還義務の負担等の不利益を忍受しなければならない場合があると指摘する。そしてこれらを考慮し、その利益の性質、内容、程度に差異はあっても、荷為替による決済方法が、双方にとって契約履行の最も合理的な方法であると述べている。

象とするドキュメンタリー取立と何ら異なるところがないように思われる。

ドキュメンタリー取立は、貨物到着前に船積書類を取得しスムーズな貨物の引取りを望む輸入者と、早く輸出代金を回収したい輸出者との利害が合致したものであり、1930年代に輸出テクニックの一つとして一般化した。しかし1960年代中頃になると、貨物が書類よりも先に仕向港に到着するようになった。このことも、荷為替による取立システムが破綻し、マイノリティーな決済手段となった要因の一つと考えられる。

2. ドキュメンタリー取立への変更をめぐる法的課題

1) on a collection basis の解釈

信用状に基づいて提出された書類に瑕疵があり買取が拒絶された場合には、(指定)銀行は受益者との合意により取立扱いとする。このとき“on a collection basis”の他にも、“for collection only”, “on an approval basis”などの文言が記載されるが、これらの文言は同じ意味で用いられている。

on a collection basis といった文言の解釈による効果が具体的な形として問題となるのは、銀行からの書類の送付状にこのような文言が記載されて取立扱いとされる場合に信用状統一規則(UCP 500)⁷⁾が適用されるのか、あるいは受益者がそのように望んでいるのかが必ずしも明確にはならない点である。これらの文言の解釈は曖昧であり二通りの解釈が可能である。

第一説は、このような文言が付された取立書類を信用状の枠外ではなく、信用状に基づいて提出されたと解するものである。問題となるのは、信用状契約が存在し続けることにより書類に瑕疵があっても関係当事者は依然

7) Uniform Customs and Practice for Documentary Credits (UCP 500), 1993 Revision, ICC Publication No. 500 (1993).

として信用状統一規則の適用を受けることを求めているのか⁸⁾、すなわち信用状発行銀行には、発行銀行としての支払確約があるかどうかである⁹⁾。

Alaska Textile Co., Inc. v. Chase Manhattan Bank, N. A. 事件¹⁰⁾では、船積書類に瑕疵があり信用状条件を充足していなかったため、“on an approval basis”で書類が信用状発行銀行に提出された。本件では、信用状発行銀行の信用状統一規則の規定に従った手続きをとる責任について、書類は信用状の枠外ではなく信用状に基づいて提出したことが認定され、提出書類に瑕疵があっても、受益者は買主がそれを受理し信用状に基づく支払いをしてくれるものと期待していたのであるから、書類の取扱いには信用状統一規則が適用されると判断された。

しかし信用状発行銀行の支払確約は、提出書類に瑕疵があり信用状条件を充足していない場合であっても存続するといっているのではない。信用状発行銀行は、たとえ瑕疵のある書類が提出された場合であっても、それが信用状に基づいて提出された場合には、他に合意がない限り、信用状統一規則等の信用状実務の慣行に従ってそれを取扱う義務があると解するのである¹¹⁾。

8) 第9条には、発行銀行の支払確約についての規定がある。

9) 実務で行われているプリテンドと呼ばれる買取形式代金取立は、信用状決済の枠内での取立方式であり、発行銀行の支払確約が認められている（小原三佑嘉，前掲論文）。但し、それは信用状条件が充足されていることが前提となっているから、ディスクレがあった場合にこの方式による取立が行われても発行銀行は支払請求に応じる必要はない。

10) 982 F. 2d 813 (2nd Cir. 1992), *Glencore Ltd. v. The Chase Manhattan Bank, N. A.* (92 Civ. (JFK), 1998 U. S. Dist. (S. D. N. Y. 1998)) も同旨。

11) *Harlow & Jones Ltd. v. American Express Bank Ltd.* 事件（[1990] 2 Lloyd's Rep. 343）は、信用状決済の枠内で取立扱いされた書類に関して、1983年改訂信用状統一規則 第10条および第16条に基づく信用状発行銀行の支払責任が争点となり、瑕疵のある書類を取立扱いする慣行は広く行われているものであり、これは発行銀行が書類を点検し、実際の書類上の瑕疵を勘案してその取扱いを判断すると解するものである。

第二説は、信用状条件を充足していないために買取が拒絶された書類を、単なる取立のために提出されたものとみなす解釈である¹²⁾。そこでは信用状は死んだもの (dead) と解し、もはや発行銀行は発行銀行としての責任を負わず、単に取立代理人としての責任を負うにすぎないと解釈することものである¹³⁾。

後述するように、荷為替信用状による支払いとドキュメンタリー取立による支払いとは選択的な関係にある。信用状発行銀行の責任が信用状条件を充足していないために取立扱いされた場合にも、信用状発行銀行に信用状上の責任が存続しているかどうかは、“on a collection basis” という文言だけでは曖昧で、信用状条件の文脈から判断するしかない¹⁴⁾。しかし信用状による決済からドキュメンタリー取立による決済への変更は、特に

12) *Merchants Bank of New York v. Credit Suisse Bank* 事件 (585 F. Supp. 304 (D.C.N.Y. 1984)) では、信用状の取消不能という性質は、それがいったん取立手段となった時点でなくなると認定している。*Harlow & Jones Ltd. v. American Express Bank Ltd.* 事件では、被告 (信用状発行銀行) により、信用状は死んだものと解し、発行銀行は単に取立代理人としての責任を負うにすぎないと主張されている。

13) これは実務でアプルーバル扱い (信用状ベースによる書類添付取立) と称される信用状付きで取立扱いする方法である。ただしこの場合でも、信用状統一規則の適用、および信用状発行銀行の取立依頼人に対する支払義務の有無については、相手銀行の取扱い次第である (小原三佑嘉, 前掲論文) といわれている。東京地裁 平成2年4月9日判決 (金融・商事判例 860号, 20頁) では、取立を依頼された非指定銀行が、直接輸入地の銀行を通して取立統一規則に基づく取立をしたことに対し、取立方法につき特段の指示がなかったので、その取立先ないしどこを通じて取立に出すかは、仕向銀行の選択に委ねられていると解すことができると判断された。

14) *Harlow & Jones Ltd. v. American Express Bank Ltd.* [1990] 2 Lloyd's Rep. 343, Raymond Jack, Ali Malek, David Quest, *Documentary Credits: the law and practice of documentary credits including standby credits and demand guarantees*, Third Edition 2001, p. 128.

支払人による明示の合意がない限り可能であるといえるであろうか。そうでないとすれば、第二説のように信用状は死んだものと解することができるのか。卑見は、そのどちらでもなく、信用状は存在し続け、それと並存するドキュメンタリー取立が行われていると解する立場をとる。なぜなら信用状が失効するのは、i) 目的が達成された時、ii) 失効日が到来した時、iii) 失効事由が発生したときのみであり¹⁵⁾、たとえばドキュメンタリー取立がなされても、信用状は依然として利用可能であり続けるからである。

信用状契約は信用状発行銀行による抽象的な支払債務約束であるから、売主の判断で取立をする場合にも信用状はその効力を失わずに存在し続ける。その場合には、ただそれを利用していないだけなのである。第三章では、第一説が採用されない理由を明確にするために、ドキュメンタリー取立の法的性質について検討する。

2) 取立統一規則の適用について

手形の買取が拒絶され取立扱いされる場合にも、依然として取立行為の当事者の行動は信用状統一規則の適用をうけるのかという問題とは別に、仕向銀行および取立銀行にとっては、取立統一規則が定める取立銀行として免責規定の適用をうけることができるのかが問題となる¹⁶⁾。そこでは、取立統一規則の法的性質、すなわちそれが国際的取引慣行であるのか、あるいは単なる取引約款なのかという検討が必要となるが、取立統一規則に

15) 橋本喜一『銀行保証状論』(丸ノ内出版 2000 年, 82 頁) では、銀行保証状の失効について言及されているが、これは信用状の失効にもあてはまると考えられる。

16) 東京地裁 平成元年 8 月 28 日判決 (金融・商事判例 829 号, 33 頁) は、買取形式の代金取立が行われた場合の仕向銀行の取立統一規則 (URC 322) における責任について判断された。取立統一規則に準拠する旨の文言がある「取立依頼書」に代わり「取組依頼書」が流用されているが、当然に同規則が適用されるものであると判断された。

については、その全体が国際的な慣行と呼べるものであるかは疑問で、やはりこれを単なる取引約款であるとする見解¹⁷⁾が有力である。

取立統一規則は、国際間の書類の取立事務を行うにあたり、広く国際的に受け入れられるように各国各地の銀行の事務取扱方法の大同をとって小異を捨てた国際標準ルールであって、信用状統一規則の場合と同様に、銀行家の起草による任意的性格の規範であるということが出来る¹⁸⁾。これによると、取立行為は自動的に取立統一規則の適用を受けるものではないといえる¹⁹⁾。取立統一規則は、国際的物品売買において自然発生的に利用されてきた取立という慣行を中心に通常の取立実務を明文化したものにすぎないと思えるべきであろう²⁰⁾。

17) 橋本喜一「外国向けドキュメンタリー取立における支払請求権の法的保障」追手門経営論集、第5巻、第2号、1999年、83頁。

18) 小原三佑嘉「特集 取立統一規則 新規則の意義と基本構造」『金融法務事情』No. 888、4頁。これに対し、信用状条件を充足していないために拒絶された為替手形は、もはや信用状から独立したものであるから、信用状統一規則の適用を受けるのではなく、代って取立統一規則の適用を受けるとする解釈もある。すなわち取立統一規則の適用は、国際的に認められた慣習であるとする見解である。高桑教授は、外国向荷為替手形の取立には取立統一規則の適用がすでに慣習化しており、わが国では商法第1条により商慣習として適用されると指摘される（高桑昭「判例評論」『私法判例リマックス 一九九〇年度』日本評論社 168頁）。

19) Jack 教授も、“on a collection basis”や“for collection”の意味は曖昧であり、書類が信用状から独立して送付され銀行が買主から取立を依頼された代理人となる場合には、取立統一規則が適用されるかもしれないと述べ、断定する表現は避けている（Raymond Jack, *op. cit.*, p. 128.）。

20) 仕向銀行が本人からの取立事務の委任に基づき単に取り立てを行う場合だけでなく、信用状付輸出の場合と同様に手形を買い取ることもあるが、この場合にも取立統一規則が適用されるか否かは問題である。これを肯定し、取立統一規則は書類そのものの性質に関するルールではなく、書類を取り立てる場合の事務取扱いを定めたルールであるので、取立の対象となる書類がどのような性質のものであっても、たとえば代金取立扱いでも、買取扱いでも、それが取立のプロセスにおかれたときは本規則の適用があるとする考えがある（小原三佑嘉、前掲論文）。しかし取立統一規則を売買当事者に同時履行をもたらせるためのものであると解する以上、この考えには疑問がある。

国際商業会議所（ICC）も、このように取立統一規則を強行的に適用させるのは一般的な銀行実務に反するものであるとし、発行銀行あるいは確認銀行へのディスクレ書類の送付が、信用状統一規則に従ってなされるのか、あるいは取立統一規則によるのかは、受益者が判断すべきものであるとする立場をとっている²¹⁾。

3. ドキュメンタリー取立の法的性質

1) 荷為替信用状とドキュメンタリー取立との関係

貿易取引における代金決済方法は、オープン・アカウント（open account）、代金前払い（payment in advance）、荷為替信用状（documentary credits）、ドキュメンタリー取立（documentary collection）の4つに大きく分けることができる。

国際的物品売買における伝統的な決済では、売主が代金債権を取り立てるため、または銀行から金融をうけるために運送人に対する貨物引渡請求権が化体された運送証券を伴う為替手形（荷為替手形）を用いるのが一般的である。

荷為替信用状とは、発行銀行による売主（受益者）に対する輸出代金の支払いの約束であり、受益者による一定の条件（信用状条件）を充足する書類を添付した為替手形の振り出しに対し、発行銀行がその支払・買取・引受することを約したものである。受益者は信用状発行銀行を支払人とする為替手形を振り出し、手形の提出場所として指定銀行が定められている場合には、その指定銀行を通じて為替手形を銀行に譲渡し対価を得る。代金の支払いと商品の占有の移転の同時履行を保持するために、この信用状

21) *Documentary Credits: UCP 500 and 400 Compared* (1993 revision), Edited by Charles del Busto, ICC Publication No. 511, p. 48 (1994).

付荷為替手形による代金決済は伝統的な貿易取引において依然として重要な地位を占めている。

現在では、この代金決済に代わりオープン・アカウントによる決済が増加しているが、オープン・アカウントは結果的に代金の後払いとなり、輸入者にとって有利な決済手段となる。これに対して、前払い、および荷為替信用状による決済は、輸出者にとって有利な決済手段となる。そして輸入者・輸出者双方にとって理想的な決済手段となる中間的な存在としてドキュメンタリー取立がある。

すなわちドキュメンタリー取立の場合には、受益者が取立依頼人となって、輸入者を支払人とする為替手形を振り出し、仕向銀行を介して取立銀行に支払人（輸入者）に対する代金の取立を依頼することになる。ただし取立依頼人と取立銀行との間には、ダイレクト・コレクションが行われる場合を除いて、いかなる法律関係も存在しておらず、輸出者（取立依頼人）にとっては、仕向銀行（remitting bank）との間に取立のための事務処理委任契約のみが存在する。一方で、取立銀行は仕向銀行と復委任関係にある。売主（取立依頼人）による依頼の内容は、振り出した手形の支払い、あるいは引受けと引換えに書類を買主に引渡すこと、およびその対価の回収である²²⁾。

前述の信用状による代金決済が信用状発行銀行の受益者に対する抽象的な債務約束にその法的特徴を求めることができるのに対し、ドキュメンタリー取立による代金決済は、代金支払人による一切の抗弁（たとえば目的物の事前検査権）の放棄に、その特徴を求めることができる²³⁾。

また信用状に基づく場合は、通常、信用状発行銀行による支払確約があるため、指定銀行はもちろん非指定銀行においても買取扱いされることに

22) 取立関係者の法的地位については、橋本喜一、前掲論文、99頁（注21）参照。

23) 橋本喜一、前掲論文、129頁。

より手形が流通するのに対し、ドキュメンタリー取立の場合には、輸出金融または輸入金融の手段として取立銀行による手形の裏書がなされる場合を除き、輸出手形の流通性は輸出者の信用ないし荷付担保以外には保証されない。

このように荷為替信用状による決済とドキュメンタリー取立による決済は法的構成がまったく異なるものであって、その利用は選択的關係にあるので、ドキュメンタリー取立は信用状決済の枠内に存在するものではない。

2) 支払人による抗弁の放棄

商事売買において、法は売主による契約違反に対する買主の救済を認めている²⁴⁾。たとえば通常、買主には目的物の事前検査権があり、売主には買主に目的物を検査する機会を与える義務がある²⁵⁾。

これに対し、国際取引における商慣習としてドキュメンタリー取立での支払人の抗弁権の制限ないし放棄は、さらに広く支払人（買主）が単に目的物の事前検査権のみでなく、留置権、相殺権を含む一切の売買契約上の抗弁に及ぶと主張され、この点において、荷為替信用状とドキュメンタリー取立とは、結果的に支払人（前者の場合には発行銀行、後者の場合には買主である支払人）の抽象的な支払約束に支えられるものとして、同等の存在であると指摘されている²⁶⁾。

ドキュメンタリー取立がなされる場合の取立条件には、支払人による支

24) ウィーン売買条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods, 1980; CISG) は、買主の損害賠償請求権 (第 45 条第 1 項)、契約どおりの履行を求める権利 (第 46 条)、契約解除権 (第 49 条)、代金減額権 (第 50 条) 等を認めている。

25) ウィーン売買条約は、第 58 条 第 3 項で「買主は、物品を検査する機会を有するまでは、代金を支払うことを要しない」と規定し、売主に買主に目的物を検査する機会を与えることを売主に義務付けている。

26) 橋本喜一、前掲論文、92 頁以下。

払いと引換えに書類を引渡す取立条件 (documents against payment; D/P) と、支払人による支払いではなく売主が振り出す手形の引受けと引換えに書類を引渡す取立条件 (documents against acceptance; D/A) とがある²⁷⁾。これらの取立条件は、いずれも売買当事者間において、単に書類の交付と引換えに代金を支払うとの合意がなされたものであって、前述のとおり、買主が目的物の事前検査を要求することとは矛盾するため、この場合には買主は目的物の事前検査権を放棄したものと考えられる。

「当事者間で合意された引渡し又は支払いの手続きが、買主が検査の機会を持つことと両立しない場合 (CISG 第 58 条 第 3 項 但書)」, すなわち D/P, D/A といった条件で荷為替が取り組まれており、書類と引換えに代金を支払うという合意がある場合がこれに属する (ULIS 第 72 条 2 項参照)。

売買当事者間における代金決済は、信用状による旨の合意がある場合でも、買主により目的物の事前検査権が放棄された書類売買が成立している。しかし信用状契約においては、信用状条件を充足した書類の提出に対する抽象的な支払義務を負担し、事前検査権を放棄するのは発行銀行であるのに対し、D/P, D/A 条件付き手形によるドキュメンタリー取立においては、買主が目的物の事前検査権を放棄するのであって、この点でも両者は異なる。

む す び

信用状取引の特殊性に押され、軽視されがちであったドキュメンタリー取立の位置付けおよび法的性質を正確に理解しておくことが大切である。

27) このほか、“letter of undertaking” と引き換えに買主に書類を引渡す条件 (release of documents against letter of undertaking) や、特殊なケースとして、為替手形の支払いがなされたと同時に、買主が書類の交付をうける条件 (release of documents only against payment) もある。

ドキュメンタリー取立は代金支払人（買主）による目的物の事前検査権を放棄したものであるから、国際取引における場合のように取立による代金決済が商慣習となっていない限り、代金支払人との合意なしに成立するものではない。またこれは買主による抗弁の放棄の結果としての抽象性を有する支払約束を示すものであって、荷為替信用状取引の内に存在し得るものではない²⁸⁾。

したがって、売買当事者間で信用状に基づいて代金決済する旨の合意があり、買主が信用状発行義務を履行したにも拘らず、売主がその合意に反して信用状を用いずにドキュメンタリー取立をする場合には、買主はその取立に応じる必要がないと考えられるのである。

本稿は、信用状取引との関係でドキュメンタリー取立が利用される特殊なケースに限定して論じたものであり、ドキュメンタリー取立がもつ法的性質そのものの解析は今後の課題としたい。

28) 橋本教授は、ドキュメンタリー取立自体、一つの支払保障システムとしての独自の目的と体系を具備したものであるとされている（橋本喜一、前掲論文、92頁以下）。